

八王子市立由井第一小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに（校長の方針）

学校は一人ひとりの個性が認められ、よさが生かされる楽しいところでなくてはならない。悲しい思いをしている子どもを一人も出してはいけないところであることを肝に銘じ、子どもや保護者の気持ちに寄り添い、「いじめ」のない楽しい学校にするために、組織を挙げて取り組んでいく。

学校は、「いじめ」を絶対に許さない。児童がいじめられる事案が発生した場合は、誠意をもってその児童の強い味方としての存在を示し、迅速に保護者・地域、関係諸機関と連携して、「いじめ」の根絶に全力を挙げて適切に対応していく。

「八王子市いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校は以下のように行う。

2 「いじめ」の未然防止・対応に関する学校の今後と取組

(1) 豊かな心を育む教育計画の編成

規範意識と節度、他人の心情を理解する豊かな心の育成を図る道徳教育の充実と全教科にわたる人権尊重教育の徹底。人間関係を醸成する共同学習と情報モラル指導を実施する。いじめの防止等のための取組に係る達成目標を、学校評価の項目に設定する。

(2) 「いじめ」の情報収集と事実の確認・分析

年3回、6月と11月と2月に「いじめに関するアンケート」を実施するとともに、年度初めには「子どもの見守りシート」を全家庭から提出をしてもらう。各学級で担任や教員が把握することのほか、「いじめ相談窓口」担当のいじめ対策委員長・生活指導主任を中心に、児童から直接情報を収集した上で確認と分析・判断を行う。

(3)校内「いじめ防止」の組織体制確立とスクールカウンセラーの活用

全教職員・スクールカウンセラー・その他で構成する「学校いじめ対策委員会」を編成し、教職員の共通理解の下、一元化した指導を行う。週に一回定例開催し、情報を共有する。いじめが疑われる事案が発生した時には、すぐに管理職・いじめ対策委員長・生活指導主任に報告し、必要に応じて招集する。

(4)いじめの未然防止・早期発見

いじめの定義を全教職員で理解しておくとともに、学期に一度、いじめ防止に関する教員の研修を行う。いじめ対応フローチャートを全教職員に共有し、いじめの未然防止・早期発見の必要性を周知する。

(5)いじめ防止対策をより実効的なものにする取組

全学級で「いじめ防止に関する授業」「SOSの出し方に関する教育」を実施し、児童が悩みを一人で抱え込むことがないようにするとともに、思いやりの気持ちをもって児童を育成する。また、6月・7月には「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を設定し、道徳科の学習を中心に生命の尊さについて指導を行う。

(6)保護者との連携

保護者会等で、本校のいじめ防止基本方針の内容と「子どもの見守りシート」の活用方法について説明し、Home & schoolで配信したり、学校ホームページに掲載したりして、保護者に周知する。保護者からの情報を集め、いじめの芽を早期に発見して摘み取るように心がける。また、児童に対して「SNS由井ルール」の指導を徹底するとともに、保護者へ周知して家庭との連携を図り、協力を依頼する。

3 いじめ認知から解消までの流れ

(1) いじめ認知について

いじめへの気付き

本人の訴え、保護者からの訴え、子どもの見守りシート、他児童の訴え、担任の観察、他教職員から、他の保護者・地域から、アンケート等で少しでも疑いや兆候があれば、いじめかどうか自己判断せず、必ずその日のうちに報告する。

- 「状況把握調査(Kドライブ→20_教職員_全校共有→20_教育委員会事務局・市長部局→302700_教育指導課→いじめ関連・登校支援(個票システム)→…→事実一覧)」に記録。(発見者・被害児童担任)
報告先： 副校長、いじめ対策委員長、生活指導主任、被害児童担任

聞き取り、初期対応

学年で情報共有し、情報提供者、被害児童等に聞き取り、今後の流れを伝える。

結果を、管理職、いじめ対策委員会に報告する。(被害児童担任・学年主任)

- 「いじめの対応記録(経過観察)」に逐語で記入する。(担任、聞き取りした教員)
学校保管 (被害児童卒業後3年)

情報収集、初期指導

複数の教員で手分けして、加害児童等関係者に事情聴取し初期指導を行う。

- 聞き取り後、いじめ対策委員会+担任で、いじめ認知するかどうか正式に決める。
- 認知決定したら、いじめ対策委員会で対応策を決めて、本人、保護者へ説明する。
- 「いじめの事案一覧表」を作成、記入する。(いじめ対策委員長)

(2) いじめの指導、対応

全体指導

いじめ対策委員会で決めた方針に準じて、学級指導、学年指導を行う。必要に応じて、誰が、何を言ったか、逐語で「いじめの対応記録(経過観察)」へ記入する。
(指導者)

個別指導

学校いじめ対策委員会で決めた方針に準じて、個別指導を行う。必要に応じて、誰が、何を言ったか、逐語で「いじめの対応記録(経過観察)」を記入する。
(指導者)

保護者への連絡

指導した結果を保護者に報告する。必要に応じて、保護者の反応、言葉を逐語で「いじめの対応記録(経過観察)」へ記入する。(保護者へ報告した人)

その他

学校いじめ対策委員会で決めた方針に準じて、学校サポートチーム、警察、学校運営協議会などの関係機関に協力を要請する。(管理職)

経過観察

指導の結果を、全職員で継続的に観察する。変化は細かく見取り、生活指導夕会や C4th で共有する。変化があった場合は、いじめ対策委員会に報告する。いじめ対策委員会は、指導経過を見て、対応策を継続でよいか、方針転換が必要かを決めて、周知する。

→ いじめ対策委員会で、重大事態と認定したら、教育委員会と連絡をとり、別の対応をする。

(3)いじめの解消

解消の定義

- ・被害者に対する物理的・心理的に影響を与える行為が3か月間やんでいること
 - ・被害者が、心理的苦痛を感じていないこと
- の二つの条件を満たしたとき、

解消したと思ったら

→ 本人、保護者に確認し、学校いじめ対策委員会に諮り、解消かどうか決定する。
解消の場合、いじめの事案一覧表に追記する。(いじめ対策委員長)